

社団法人 葛飾法人会 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人会は、社団法人葛飾法人会(以下「本会」という)という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東京都葛飾区立石7丁目29番2号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は健全な納税者団体として、全法人に誠実な記帳指導と適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、あわせてよき法人企業をめざすものの団体としての活動を通じて、適正な申告制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって公平な税制と円滑な税務執行の確立に寄与し、併せて企業経営と社会の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- 一、税制及び税務に関する調査研究並びに建議
- 二、租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催
- 三、経理、経営に関する講習会、説明会等の開催ならびに記帳指導及び必要に応じ記帳代行を実施し、自計主義の早期徹底を図る
- 四、法人会会員の役職員の研さん等、会員企業の健全な発展に資する各種の事業
- 五、地域社会への貢献等、社会の健全な発展に資する各種の事業
- 六、会員を中心とする税務関係団体の活動に協力する。
- 七、機関誌の発行ならびに上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行配布
- 八、友誼団体との協調、連携
- 九、その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員たる資格を有する者は、葛飾税務署の管轄区域内に所在する法人または法人の事務所で、本会の目的及び事業に賛同する者と

する。

(資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続きにより任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、本会の事業活動につき、優先的にその便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を有する者とする。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次号の一に該当する場合には、資格を失う。

- 一、退会
- 二、事業の閉鎖、または解散
- 三、除名

(退会)

第9条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続きにより任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

- 一、会員としての義務の履行を怠ったとき
 - 二、本会の名誉をき損し、又は、本会の目的に反する行為があったとき
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会費)

第11条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2. 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員の名簿)

第12条 本会は、別に定める様式により会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

2. 前項会員名簿は、会員に異動を生じたつど、これを訂正するものとする。

第4章 役員

(役員の種類)

第13条 本会に次の役員を置く。

理事 60名以上90名以内

うち	会 長	1 名
	副会長	9 名以内
	専務理事	1 名
	常任理事	4 0 名以内
監 事		3 名

(役員 の 選 任)

第 1 4 条 理事及び監事は、総会において会員の代表者或いは役職員の内からこれを選任する。

- 2 . 会長、副会長及び常任理事は、理事の互選によりこれを選任する。
- 3 . 第 1 項の規定にかかわらず専務理事については会長の推薦により理事会の承認を経て会長が委嘱する。

(役員 の 職 務)

第 1 5 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 . 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
- 3 . 専務理事は、日常会務を処理し、事務局を指導監督する。
- 4 . 理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議執行する。
- 5 . 常任理事は、理事会の定める部門を分掌し、本会の常務を審議処理する。
- 6 . 監事は、民法 5 9 条の職務を行う。

(役員 の 任 期)

第 1 6 条 役員 の 任 期 は 2 年 と し、再任を妨げない。

- 2 . 増員または補欠のため選任された役員 の 任 期 は、前項の規定にかかわらず、それぞれ、現任者または前任者の残任期間とする。
- 3 . 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員 の 解 任)

第 1 7 条 本会 の 役員 たる に ふ さ わ し く な い 行 為 が あ っ た 場 合、その他第 1 0 条各号の一に類する事実があったときは、総会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員 の 報 酬)

第 1 8 条 役員は、原則として無報酬とする。

但し、専務理事は有給とすることができる

- 2 . 専務理事の報酬は、理事会の決議を経て別に定める。

第 5 章 顧問、相談役、委員及び職員

(顧 問、 及 び 相 談 役)

第19条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、毎年度理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
3. 顧問及び相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

(委員)

第20条 第4条に規定する本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。

2. 委員は、理事会の推薦により会員の代表者或いは役職員のうちから会長がこれを委嘱する。

(職員)

第21条 本会の事務を処理するため事務局を設ける。

2. 事務局には、事務局長1名、職員若干名を置き、会長がこれを任免する。但し、事務局長については、専務理事が兼務することができる。
3. 職員は、原則として有給とする。

(規程)

第22条 委員会及び事務局長の運営に関する規定は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第6章 会 議

(会議の種類)

第23条 会議は、総会及び役員会として会長がこれを招集する。

(総会)

第24条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。

(総会の開催及び招集)

第25条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または会員総数5分の1以上もしくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。
3. 総会は、開催の日から少なくとも7日前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。ただし、会長がやむを得ないと認めるときは、便宜の方法をもってこれに代えることができる。

(会員の表決権)

第26条 会員は、各1個の表決権を有する。

2. 会員は前項の表決権を行使するため、総会に各1名の代表を出席させる。
3. 会員は、委任状をもって総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。

(総会の議事)

第 27 条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

- 2 . 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の附議事項)

第 28 条 総会は、この定款に別段の定めるものがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一、事業報告及び事業計画
- 二、決算及び収入支出予算
- 三、理事会において、総会に附議すべきことを決議した事項
- 四、その他会長が必要と認めて附議した事項

(役員会)

第 29 条 役員会を分けて理事会及び常任理事会とする。

- 2 . 理事会は、理事の全員をもって組織し、常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織する。
- 3 . 監事、顧問及び相談役は、役員会に出席し意見を述べることができる。

(役員会の開催及び招集)

第 30 条 役員会は、会長が必要と認めるとき、これを開催する。

- 2 . 役員会の招集については、第 25 条第 3 項の規定を準用する。

(役員会の議事)

第 31 条 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

- 2 . 役員会の議事は、出席役員過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(役員会の附議事項)

第 32 条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次事項を決議する。

- 一、総会に提出すべき議案
 - 二、定款変更に関する議案
 - 三、総会において理事会に委任された事項
 - 四、その他、会務の運営に関して会長が必要と認めた事項
- 2 . 常任理事会は、理事会に代わり常務の執行に関する事項および緊急な事項を決議する。ただし、その議決事項は、次の理事会に報告して、その承認を得なければならない。

(会議の議長)

第 33 条 すべての会議の議長は、会長をもってこれに当てる。

第7章 ブロック・支部及び部会

第34条 本会は、理事会の決議を経て、必要に応じブロック・支部及び部会を置くことができる。

2. ブロック・支部及び部会の運営に関する規定は、理事会の決議を経て別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- 一、設立当初寄付された別紙目録記載の財産
- 二、会費
- 三、事業に伴う収入
- 四、資産から生ずる果実
- 五、寄付金品
- 六、その他の収入

(資産の管理)

第36条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(資産の区分)

第37条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類に区分する。

2. 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する。
資産、及び将来、基本財産組み入れられる資産とする。
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用制限)

第38条 基本財産は、これを費消し、または抵当権その他の物件のために供してはならない。

2. 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会の決議を経てその一部に限り処分することができる。

(経費)

第39条 本会の経費は、運用財産をもってこれに当てる。

(収支予算、収支決算等)

第40条 本会の収入支出予算及び決算は、事業計画及び事業報告とともに、総会の承認を受けなければならない。

2. 前項の収入支出予算については、財産目録を附して監事の監査を経なければならない。

(暫定予算)

第41条 やむを得ない理由により事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、会長は、理事会の決議を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

3. やむを得ない理由により事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、その理由及び予算成立見込み時期を、遅滞なく、東京国税局長へ報告するものとする。

(剰余金の処分)

第42条 収支決算の結果、年度末において、剰余金が生じたときは、総会の承認を経て全部もしくは一部を基本財産に組み入れ、または翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議を経、かつ、東京国税局長の許可を受けなければ、これを変更することはできない。

(解散)

第45条 本会は、総会において、会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第46条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ、東京国税局長の許可を得て、本会と類似の目的を持つ他の団体に寄付するものとする。

第10章 雑 則

(細則)

第47条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、東京国税局長の認可があった日から施行する。

2. 従来・飾法人会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、本会が継続する。

3. 役員及び監事の任期は、設立初年度に限り創立総会の日より、次の通常

總會の日までとする。

- 4．本会の創立初年度の事業年度は、創立總會の日より翌年3月31日までとする。
- 5．本会創立当初の役員は、別紙の通りである。
- 6．昭和51年8月4日定款第5章第16条の一部を改正し、東京国税局長の認可のあった日から施行する。
- 7．昭和56年5月30日定款第5章第19条の一部を改正し、東京国税局長の認可のあった日から施行する。
- 8．昭和58年5月12日定款第5章第16条の一部を改正し、東京国税局長の認可のあった日から施行する。
- 9．昭和59年5月22日定款第5章第17条、第18条、第21条、第6章第24条の一部を改正し、東京国税局長の認可があった日から施行する。
- 10．平成6年5月25日定款第2章第3条、第4条、第4章第13条の一部を改正し第7章第34条を追加し、東京国税局長の認可があった日から施行する。
- 11．平成18年5月26日定款第2章第4条、第5章第19条、第8章第41条、第42条、第9章第43条、第44条、第45条及び第10章46条の一部を改正し、東京国税局長の認可のあった日から施行する。